

審 査 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め： 質屋営業法第3条第1項第1号から第3号、第5号から第7号、第9号（許可の基準） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）、第3条の2第2項（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）、第5条（管理者の新設又は変更の許可申請）
審査基準： 新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第3条第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで又は質屋営業法施行規則第3条の2第2項の欠格要件に該当しない、現実に当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間：25日
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課
問合せ先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課(092)641-4141 内3187
備考：